

焼却灰等の放射能濃度測定結果

表1 主灰及びスラグの放射能濃度測定結果

測定機関 株式会社 むさしの計測
 測定方法 放射能濃度等測定方法ガイドライン(環境省)
 廃棄物等の放射能調査・測定法暫定マニュアル(国立環境研究所)
 使用測定器 ゲルマニウム半導体検出器

単位: Bq/kg

施設名	試料採取日	主灰又は流動床不燃物		
		放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム合計
中央清掃工場	4月15日	不検出(<10)	不検出(<10)	不検出
港清掃工場	4月9日	不検出(<16)	不検出(<14)	不検出
北清掃工場	4月16日	不検出(<12)	不検出(<13)	不検出
品川清掃工場	4月20日	不検出(<13)	不検出(<12)	不検出
大田清掃工場(新工場)	4月15日	不検出(<11)	9	9
多摩川清掃工場	4月6日	不検出(<14)	不検出(<16)	不検出
世田谷清掃工場 ※2	4月27日	不検出(<13)	12	12
千歳清掃工場	4月27日	不検出(<12)	13	13
渋谷清掃工場 ※2	4月17日	不検出(<12)	不検出(<11)	不検出
杉並清掃工場	4月22日	不検出(<10)	不検出(<11)	不検出
豊島清掃工場 ※2	4月24日	不検出(<13)	13	13
板橋清掃工場	4月24日	不検出(<10)	不検出(<10)	不検出
練馬清掃工場	4月9日	不検出(<12)	不検出(<13)	不検出
墨田清掃工場	4月28日	不検出(<14)	13	13
新江東清掃工場	4月17日	不検出(<12)	23	23
有明清掃工場	4月13日	不検出(<14)	不検出(<11)	不検出
足立清掃工場	4月8日	不検出(<8)	31	31
葛飾清掃工場	4月28日	不検出(<10)	43	43
江戸川清掃工場	4月21日	不検出(<15)	25	25

単位: Bq/kg

施設名	試料採取日	スラグ		
		放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム合計
世田谷清掃工場	4月27日	不検出(<10)	不検出(<9)	不検出

※1 「不検出」とは、検出下限値未満を表します。また、()内は検出下限値を表します。

※2 流動床式焼却炉であり、主灰が発生しない施設であるため、測定結果には流動床不燃物の測定値を記載しています。

※3 放射能濃度が8,000Bq/kg以下のものは、放射性物質汚染対処特措法に則り、通常の埋立処分等を行います。

表2 飛灰及び飛灰処理汚泥の放射能濃度測定結果

測定機関 株式会社 むさしの計測
 測定方法 放射能濃度等測定方法ガイドライン(環境省)
 廃棄物等の放射能調査・測定法暫定マニュアル(国立環境研究所)
 使用測定器 ゲルマニウム半導体検出器

単位: Bq/kg

施設名	試料採取日	飛灰		
		放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム合計
北清掃工場	4月16日	不検出(<<13)	63	63
千歳清掃工場	4月27日	不検出(<<16)	60	60
渋谷清掃工場	4月17日	不検出(<<14)	38	38
墨田清掃工場	4月28日	不検出(<<14)	150	150

単位: Bq/kg

施設名	試料採取日	飛灰処理汚泥		
		放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム合計
中央清掃工場	4月15日	不検出(<<12)	46	46
港清掃工場	4月9日	不検出(<<13)	50	50
北清掃工場 ※3	—	—	—	—
品川清掃工場	4月20日	不検出(<<14)	42	42
大田清掃工場(新工場)	4月15日	不検出(<<15)	31	31
多摩川清掃工場	4月6日	不検出(<<13)	41	41
世田谷清掃工場	4月27日	不検出(<<14)	63	63
千歳清掃工場 ※3	—	—	—	—
渋谷清掃工場 ※3	—	—	—	—
杉並清掃工場	4月22日	不検出(<<13)	36	36
豊島清掃工場	4月24日	不検出(<<10)	34	34
板橋清掃工場	4月24日	不検出(<<11)	76	76
練馬清掃工場	4月23日	不検出(<<10)	47	47
墨田清掃工場 ※3	—	—	—	—
新江東清掃工場	4月17日	不検出(<<12)	88	88
有明清掃工場	4月13日	不検出(<<13)	50	50
足立清掃工場	4月8日	不検出(<<15)	92	92
葛飾清掃工場	4月28日	16	221	237
江戸川清掃工場	4月21日	不検出(<<15)	247	247
中防灰溶融施設	4月9日	不検出(<<12)	31	31

※1 「不検出」とは、検出下限値未満を表します。また、()内は検出下限値を表します。

※2 放射能濃度が8,000Bq/kg以下のものは、放射性物質汚染対処特措法に則り、通常の埋立処分等を行います。

※3 「—」の工場は、定期補修工事等により測定していません。